

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年1月1日 ～ 令和6年12月31日

2 内 容

【目標1】 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付金、また労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る

<対策> 令和2年1月～ 法に基づく諸制度の資料収集
令和2年2月～ 収集した資料配布による職員への周知

【目標2】 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についてわかりやすくする

<対策> 令和2年1月～ 育児休業に伴う労働条件の検討
令和2年2月～ 育児休業に伴う間の労働条件の周知

【目標3】 年次有休休暇取得促進のための措置を実施する

<対策> 令和2年1月～ 子供の学校行事等への参加及び地域行事への参加のための休暇取得制度について実施